

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成30年6月7日（平成30年（行情）諮問第247号）

答申日：平成30年10月1日（平成30年度（行情）答申第239号）

事件名：特定日の衆議院安全保障委員会における外務大臣の特定の答弁に関して行政文書ファイルにつづられた文書の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「第195回国会衆議院安全保障委員会（平成29年12月1日）における河野大臣の答弁に関して行政文書ファイル等につづられた文書の全て。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、「平成29年12月1日 衆議院安全保障委員会本多君問3」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、第195回国会衆議院安全保障委員会（平成29年12月1日）の会議録（以下「会議録」という。）に記載されている本多平直議員と外務大臣との間の質疑に係る全ての外務大臣用答弁資料及び参考資料のうち、問1に係る文書をも特定し、更に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年5月1日付け情報公開第00149号により外務大臣（以下「外務大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

他にも文書が存在するものと思われる。

テーマの重要性を鑑みると、特定された文書が少なすぎると思われるので、改めて関連部局を探索の上、発見に努めるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

処分庁は、平成30年3月1日付けで受理した審査請求人からの開示請求「第195回国会衆議院安全保障委員会（平成29年12月1日）における河野大臣の答弁に関して行政文書ファイル等につづられた文書の全て」に対し、法10条2項による決定期限の延長を行った後、1件の文書

を特定の上，原処分を行った。

これに対し，審査請求人は，平成30年5月8日付けで，他にも文書が存在するものと思われる旨の審査請求を行った。

2 本件対象文書について

- (1) 本件審査請求の対象となる文書は，平成29年12月1日の衆議院安全保障委員会における河野外務大臣に対する質問として，本多平直議員から事前通告がなされた質問のうち，問3に関して諮問庁が作成した計8枚の外務大臣用答弁資料及び参考資料である。
- (2) 上記対象文書の特定に当たって処分庁は，3月6日付けで審査請求人宛に別紙1の文面の電子メール（以下「照会メール」という。）を送付し，対象文書の特定に関する絞り込みを依頼した。
- (3) これに対し審査請求人から3月7日付け諮問庁担当職員宛電子メール（以下「回答メール」という。）により別紙2のとおり回答が接到したことから処分庁は，当該議員から外務大臣宛に事前通告があった4件の質問のうち問3に関して外務省が準備した文書が請求対象に該当するものであると認識し，本件対象文書を特定した。

3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は，「テーマの重要性を鑑みると，特定された文書が少なすぎると思われるので，改めて関連部局を探索の上，発見に努めるべきである」旨主張している。しかしながら，諮問庁は，本件対象文書の特定に当たって，上記2のとおり審査請求人との間で審査請求人が開示を求める文書の範囲に係る特定を適切に行っている。
- (2) また，本件答弁資料を作成した諮問庁の担当部署及び関連部署は，本件対象文書を作成する過程で，当該担当部署及び関連部署が別途保有する種々の情報を参照あるいは引用した経緯はあるが，それらの情報を本件対象文書と関連する一連の情報として新たに保存した事実はなく，本件審査請求に係る開示請求の対象文書は，原決定で特定した文書に限定されることから，原決定における対象文書の特定は適切なものである。

4 結論

上記の論拠に基づき，諮問庁としては，原決定を維持することが妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- ① 平成30年6月7日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年9月11日 審議
- ④ 同月27日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものである。

処分庁は、本件開示請求に対し、「平成29年12月1日 衆議院安全保障委員会本多君問3」を特定し、全部開示を行った。

これに対し、審査請求人は、他にも文書が存在するものと思われる旨主張し、諮問庁は、本件対象文書を特定し全部開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求は、「第195回国会衆議院安全保障委員会（平成29年12月1日）における河野大臣の答弁に関して行政文書ファイル等につづられた文書の全て。」（本件請求文書）の開示を求めるものである。

イ 本件対象文書の特定に当たっては、審査請求人に対し照会メールにより照会を行い、審査請求人から受領した回答において指定された当該議員と河野外務大臣との間の質疑に対応する外務大臣答弁用資料及び参考資料を特定した。

ウ なお、本件審査請求を受け、念のため、回答メールにおいて指定された当該議員と外務大臣との間の質疑に関して作成・取得されたパソコン上のファイルや書架等の探索を行ったが、本件対象文書以外に、本件請求文書に該当する文書は確認できなかった。

(2) 諮問庁から、本件対象文書の特定に当たって審査請求人に送付した照会メール及び審査請求人から受領した回答メールの提示を受けて確認したところ、その内容は上記第3の2(2)及び(3)のとおりであると認められる。

また、当審査会事務局職員をして、本件開示請求文言にいう会議録を確認させたところ、回答メールには、会議録に記載されている当該議員と外務大臣との間の質疑の一部が引用されていることが認められる。

さらに、当審査会において本件諮問書に添付された本件対象文書を確認したところ、本件対象文書には、回答メールにおいて開示請求対象として指定された当該議員による質問及び答弁案が記載されていることが認められる。

以上のことから、本件対象文書は本件請求文書に該当すると認められる。

(3) しかしながら、諮問庁から、会議録に記載されている当該議員と外務大臣との間の質疑に係る全ての外務大臣答弁用資料及び参考資料の提示を受けて確認したところ、問3の外に、問1に係る文書についても、回

答メールにおいて開示請求対象として指定された当該議員による質問及び答弁案に該当すると解する余地があり、さらに、当該文書には、本件対象文書の一部と同旨の記載があることが認められることから、会議録に記載されている当該議員と外務大臣との間の質疑に係る全ての外務大臣用答弁資料及び参考資料のうち、問1に係る文書も本件請求文書に該当するものと認められる。

したがって、外務省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として上記文書を新たに特定し、調査の上、更に本件請求文書に該当するものがあればこれを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

3 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、外務省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書として、当該議員と外務大臣との間の質疑に係る全ての外務大臣用答弁資料及び参考資料のうち、問1に係る文書を保有していると認められるので、これを特定し、調査の上、更に本件請求文書に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別紙1 照会メール

「本件に関し、同委員会での大臣の答弁内容が多岐に亘り、必ずしも相互に密接に関連しているとは言えないことから、具体的な大臣の発言箇所又はご関心分野（「●●に関する発言」等）の特定をお願い致します。」

別紙2 回答メール

「下記の大臣答弁に係る文書に関して特定をお願い申し上げます。

- 本多議員 我が国は、国際法上、予防攻撃、先制攻撃は違法という認識でよろしいのでしょうか。
- 河野国務大臣 一概には言えないんだろうと思います。具体的にそれぞれの事象に適して、国際法に違反しているものは違反しているし、適しているものは適しているということになると思います。
- 本多議員 これまでの政府の答弁を大きく変えられる今御答弁をされていますよ。

例えば、前大臣、岸田大臣の答弁、これは五月二十七日ですけれども、岸田前大臣は、国際法上は、予防攻撃も先制攻撃も認められておりません、これは国際法に違反するものであります、我が国は、国際法に違反する武力行使を集団的自衛権において支援する、こういったことは全くあり得ませんと。後段はいいです。前半の岸田前外務大臣の答弁を変えられるんですか。

- 河野国務大臣 我が国は国際法上違法なものは支持しないという立場は、そのとおりであります。

個別具体的にそれが一方では先制攻撃に当たると主張する場合もあるでしょうし、そう主張はしているけれども実際はそうではない場合もあるでしょうから、これは個別具体的に判断をしなければいけないものなんだろうと思います。片方が明らかに先制攻撃ではない場合であっても、他方が先制攻撃であったという主張をする場合もありますから、こういうものは個別具体的に判断をしなければいけないものであって、その上で、我が国は国際法上違法なものは支持しないという立場には変わりございません。」